

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1 2 3 4 5

特117

40

法隆寺大鏡



第三集

國立国会
51.10.1
図書館

法隆寺大鏡第三集挿圖解説

第一、孔雀明王像

全圖及原寸大部分圖

高三尺八寸五分
幅二尺六寸七分

孔雀明王像は新古ともに遺存するもの甚だ珍く、有れば必ず名品たるに値す、京都の智積院仁和寺及び横濱原氏の藏弃と、本寺の此像との四本は、實に現存せる限のものにして又天下の絶品たり、四本各其畫風を異にし、原氏のは藤原時代の莊嚴術の粹を凝らせるものたること、一見直に首肯せられ、仁和寺本は寫生風の孔雀美しく彩られ、南宋末若くは元初の作たること、また疑を容るべき餘地なしと思はる、智積院本と此像とは、其年代を断ぜんこと容易の業にあらず、彼は幽暗峻烈の感に満ち、是は沉著莊重の趣致に富む、四本の特色は則ち名畫として價値の存する所にして、其の優劣を軒輊すること能はざれども、智積院本と此像とは總ての佛畫中に入りて、其の類例を見出し能はざる程、人を疑惑に導くの特色を有す、試に不空譯の同像壇場儀軌をとりて、四本と對照すれば、三本皆真正面の像なれども、本像單り斜面にして、軌に頭向東方とあるに叶へり、手相并に持物は三本また大同小異にして、唯仁和寺本のみ六臂を有し、他の四臂にして軌と合一するとは、全く其撰を異にす、これ後世別途の儀軌に據れるものと見るの外無く、其儀軌の傳存如何は、今致観の途を絶し、永へに立證の法を繹ねべき問題の畫像たり、此に於てか四本の特徴は實に畫風のみに止らず、延いて密教儀相の問題に觸著し、名畫たる以外更に參考史料たるの價値を有するものた

り、原氏のは藤原時代の繪畫としての名品、仁和寺本は外國繪畫としての名品のみならず、儀相問題に於けるの参考資料、智積院本は色調と描法と感觸の上に新方面を開拓し、本像また新機軸の動搖を指示すると共に儀相方面に赫然別離す、四本の特色は孔雀明王像としてのみならず、佛畫として貴重なること、また契説を要せざるべし、今本像に就いて少しく其特徴を説かば、其斜面像なるは獨尊像として既に希有に屬し、寶山寺の彌勒菩薩像益田氏の十一面觀音像、其他帝室博物館の普賢菩薩像等あれども、此圖の如く四隅に寶瓶を配置したる曼茶羅様のものに斜面像を畫けるは、或は儀軌の指示する所ならんも、實に希有の像と云ふの外なかるべし、殊に其の眉端の著しく上に反りて較禦蹙の意を寓せるは、また佛畫として皆無の例と稱すべく、面貌輪廓の眉宇の邊に著しく現はれ、眼窩にかゝりて大に毅げ、再び豐頤となつて圓滿なる曲線をづくるの描法は、新薬師寺及尾張妙興寺の涅槃圖なる天部像に存せざるにあらねど、豫の豐殺の間に筆鋒轉換の痕あり、本像の一筆呵成的なとは頗る其趣を異にす、これまた大に珍とすべし、裳先に波狀線を用ふるもまた此種の畫像にありては異例に屬し、其描法後の宋元佛畫の好んで使用するものとは、寧ろ自然的の傾向を有し、服を唐代齊士員畫石に延くに似たり、孔雀の形相は鷺鳥に類して寫實と縁を有せず、背光として擴がれる莖尾を見て始て其孔雀たるを知るを得、其斜面に構へたる姿に、兩翼を浮かしたる描法は、三本像の正面なると比べ見て、自在に形相を描き得たる長所を悟るべし、此姿勢と羽翼の構とは、古本唐土傳來の十二天像の禽鳥と其意を一にする所あり、此

等によりて推せば此像或は有唐將來の底本によりて、直に邦人の手に移寫せられたるにあらざるか、智證將來の原本は釋迦べくもなし、此像獨り其當時の餘影を存するにあらざるか、四隅の寶瓶に挿める三蓮華は、他本皆三鉢形と化せり、これまた原始の圖様を語るものにあらざるか、像は白繪輕衣をつけ、四臂、右邊第一手は開敷蓮花を執り、第二手供緣果を持つ、右邊第一手心に當てゝ吉祥果を持ち、第二手三莖の孔雀尾をとる、皆軌に説く所の如し、孔雀尾は又五莖なるをも許せり、原氏の藏本は即ち五莖尾をとる、供緣果は即ち拘櫛、本草和名に加布知、形柄に似たりといへるものか、吉祥果は柘榴の類か、原氏本には其の形に畫けり、像は息災增益を祈願し若くは祈雨法の本尊として拜がまる。

第二、觀勒僧正像

正面側面背面三面

丈二尺九寸二分
膝張二尺五寸八分

像相傳へて云ふ推古天皇十年十月來朝せる百濟の人觀勒法師の像と、法師は聖德太子と宿世師弟の契縁ありしとて、一時の尊崇朝野に重く、遂に僧正位を承くるの嚆矢となれり、其相貌の刻せられて本寺に安置せらるゝは追遠景慕の意に出でたりとは云へ、本寺の古記毫も之を徵すべきなく、觀勒堂とて聖靈殿の側なる祠宇も其由緒を釋るべきなし、僧正獨り堂宇を専らにするあらば、行信僧都の如き本寺の再興に功績あるのは、更に廟宇の輪奐たるが存すべき筈なり、僧都は夢殿に救世觀音の外護者として、道證律師と並び配せられ、いまだ其祠宇を得たるを聞かざるのみならず、太子の師父たりし恵

慧法師さへも僅に聖靈殿に配祀せらるゝに過ぎざれば、觀勒僧正如

何に僧正の榮位を辱うしたりとは云へ、獨り嚴然として其祠宇を擅にするを得べけんや、像今所謂堂宇より轉じて大講堂の中に在り、或は其相貌に老僧耆宿と認めらるゝ外、別に個性的特徴を存する無く、態度また特殊の儀容を表せざるを以て、古くは聖僧文殊若しくは實頭盧尊者として造られたる者、後に誤つて觀勒僧正に附會せられしにあらざるか、古今目錄抄には西圓堂に實頭盧あるを説けど、今之を見るなし、此像或は當時同堂内に存せしにあらざるか、疑惑の雲俄に解くよしなしとせば、之を獨立の祠廟に安置せんよりは、寧ろ大講堂に配祀するを以て適當なりと思はる、像殆ど一本彫成、肢體に較、寄木を用ふるに過ぎず、元と全面彩色模様ありしこと、僅に其袈裟に残れる餘影に於てトするを得、彫法は一本像に特有なる高低凹凸の替代したる謹嚴の趣致を表し、坐形に悠揚安定の感を與へん爲に、袈裟に煩瑣の線を避けたる如き、作家細心の工夫を窺ふに足る、寺内の彫像千差萬別なりと云へども、本造半肖像風の彫刻は唯此像を推すの外無かるべし。

第三、攝菩薩形像

正面側面背面三面

丈一尺三寸二分

第二集に出せる五重塔内群聚攝像の一なり、塔内には佛菩薩人天各種の形相ありて、搏埴の技に其の妙を爭へども、端嚴殊妙、尤も人目を惹くは菩薩形を以て第一とす、これ重ねて此像を現はす所以なり、

第四、南大門内庭景

圖は中門の前に立つて、法隆寺の正門たる南大門を中心とし、大路を挟みて坊舍院宇の存在を示せる者、即ち主要伽藍の區域を離れて、朝夕此處に勤仕する住居の僧坊を現はせるなり、其隨替の差固より七大寺當時の面目を彷彿すべくもあらざれど、矚目せる光景の區劃に至つては、蓋し甚だしき損益なかるべし、圖の右古松の高く屏外に蟠屈する處、屋宇の隱見するは即ちもと地藏院及西園院の故址にして、今は本寺の事務所に當てらる、圖には見えざれど之に續きて新堂あり、渺たる小持佛堂に過ぎざれど、鎌倉建築として潇洒の致を極め、中に藤原彫刻の本尊并に四天王を安置す、圖の左、門に近く成徳坊あり次て明王院あり、其名既に法相宗には縁遠くして真言の臭味を帶ぶ、最後に屋宇の高顯するを護摩堂となす、此に至つて愈々真言秘密の本體を露はし、不動明王及二童子像を本尊とし、弘法大師を脇壇に配侍す、今は護摩の煙立ち上らず、阿吽に押拶む珠數の音も聞えざれど、前に聖鑑殿の條に云へる如く、佛壇の構造鎌倉時代既に密教化せられたるを證せしが、此等の堂宇と安置の諸像とに由りて、影は形と現はれ秘密は事實と説明せられたり、弘法大師像は胎内に應安八年三月造立の銘あり、本寺の佛師慶秀舜慶等功に從ひし由を記し、もとの同堂の本尊は此像なりしことを知るを得、二童子像また康暦二年卯月安置の銘を有し、同じき舜慶これを刻し、舜現房清玄彩色せるよしを明記せり、此の如きは蓋々以て密教化の年代を確定し得て、寺運と其閱歴とを記録以外に指示するのみならず、舜慶清玄等の佛師尙當寺に專屬して造像の功に奉仕せるなど、

佛教藝術の史上に缺漏せる資料を語るものと云ふべし、堂の建立は天正十三年頃と云へど、修補の痕は多かりなん、唯應安康暦の舊物を存せざるを遺憾とす、幸に南大門は永享十一年の再建に係り、今に舊觀を改めず、其主要斗拱間に更に二ッ斗を用ふるの手法は、河内國觀心寺の本堂と相並びて、我が古建築の雙美たり、左右の僧坊院宇皆代謝して往時の光景庶幾し難き間に在りて、本門獨り舊容を存するは、これ即ち法隆寺の法隆寺たる所以にして、勅願官祿の盛時を偲ぶべからずとするも、他の七大寺若くは十大寺の多くは廢殘に瀕せる現況と對照して、班鳩山の法運尙幸に人天の加護を得て、感靈の自ら他と相異なるものあるを證するにあらずや、圖は局部に過ぎず、説いていまだ盡ざるありと雖、之を熟視默考すれば、無量の感慨湧き來つて極まる所を知らず。

第五、七重節塔

高一尺五寸八分

孝謙天皇の御宇天平寶字八年九月惠美押勝の亂平ぐや、一切の罪障消滅の爲に無垢淨光大陀羅尼經の趣旨に基き、木製小塔一百萬基を造らんとの勅願を企てられ、其後七年を経て神護景雲四年四月其功全く成はりしかば、塔毎に根本相輪六度自心印等の陀羅尼を籠めて、之を東大法隆寺の十大寺に分置し給へり、即ち一寺に十萬基を奉納せられたりしかど九寺の分は殘破湮滅して隻影だも留めず、獨り法隆寺は尙四萬有基を擁して、能く勅旨を千古の後に傳ふるを得たり、續紀に三重小塔と云ひ高各四寸五分相輪を除き基徑三寸五分と云ふ

も、法隆寺の所蔵ありてこそ始めて之を的實に證しうるなれ、これ

尙數種を藏す。

第九、御物 柄香爐 正面側面二圖

無くば塔形も陶羅尼も何によりてか致ふるを得べき、塔は幢幢細工にして節重の部は檜を用ひ、上の相輪は水木屋或は桂を用ふ、これ相輪部の精細なる手工は特に堅實なる材料を要するを以ての故なり、

此三重小塔の中に節塔とて或る滿位の數に當れるときに特に大きく造れるものあり、今は十萬節塔と稱する十三重塔一基、又一萬節塔と稱する七重塔一基を存す、七重塔は圓に示す如く相輪と下部と一本より成り、手法全く三重塔と相異り、殊に相輪の底下に寶瓶形を出せるは、過古の塔製を徵すべき唯一の資料たり、三重小塔は先年汎く江湖に頽たれ、人皆其様式を知悉するならんも、七重塔十三重塔は今國寶として尊重せられ、聞見いまだ廣からざるべし、即ち茲に圖出する所以なり。

第六、御物 水瓶 原寸

椿銅製蓋あり其口を蔽ふ、同種のもの九個あり、彌勒佛水瓶などの墨書あるに由りて推せば、其所用本尊の名を記して混亂に備へたるものか、其製皆奈良朝を降らざるべく、墨書既に近古の體にあらず、水瓶としては當に遺品中第一のものたり。

第七、御物 夾紵伎樂面 原寸

第八、御物 木彫伎樂面 原寸

原寸大に現はせるは夾紵製、次なるは木造、奈良朝伎樂に使用せられたること疑無けれども、今一々其名を知る能はず、綱封藏内には

柄香爐の精品は御物の外に類を絶す、圖に示せるものはもと法隆寺の所蔵にして傳へて山背大兄王が手にし給ひし所と云ふ、白銅製、火舍と柄との接絡に目ざましき二ヶ鉢を點じて、柄は火舍を支へて動かぬ固めをつくり、此固めを得たる柄は極して溝形につくられ、末に至るに從うて高く張れる曲線をつくりて益々支持の力を強め、其端は即ち鳥尾の如く三股に開いて、全形の調和を破ぶると共に、支持の全力を茲に集中す、技巧の末に馳せずして、工夫を要處に用ふる古人の識鑒驚くに勝へたり。

第十、御物 石胴羯鼓 正面側面二圖

長一尺一寸徑九寸周圍二尺四分

胴は赤地の彩色もて塗り、上に獅子牡丹の圖を畫がく、其兩端には黒圈をつくり、金箔もて玉縁形を押す、唐土の制、凡樂器の飾に赤色を尚べる故實これに由りても徵すべし、調絃は弓弦の如く強弱無比、其胴の石造なると能く似通へり、羯鼓の稱もと外夷戎羯の鼓なるに基づく、其音太簇を主とし、焦穀促急の調に長ずと云ふ、唐代大燕會あれば則ち十部の伎を庭に設くるを例とし、中について羯鼓を用ふるは第六龜茲伎と第八疏勒伎なり、龜茲疏勒皆西方の外夷、戎羯の境たり、其樂に此器の使用せらるゝ當然なるを知るべし、玄宗之を好み其伎に長ぜしと傳へらる、唐代伎樂の我國に傳存せられ

たるは、證徴の事實多々なりと雖、かゝる古器の遺存はまた之を確實にするのみならず、彼に絶えたるを我に於て明らかにすべき無二の遺寶と稱すべきなり。

第十一 御物 五鉢鈴 鐸 三鉢 何れも原寸大

鈴は白銅、鐸三鉢は鍍金なり、鐸は平安朝初期の作に係り、其精妙恐らく天下の逸品ならん、三鉢は野山の飛行三鉢と相并びて無雙の珍たり、これを空海の所持と傳ふるも時代に於て相違なるべく、殆ど同作たるかの感あり、鈴は當に二品に一籌を輸すべく、時代また少しく降れる如し。

第十二 御物 光仁天皇永宣旨印 原寸大

銅製、文に鷦寺倉印といふ、また奈良朝古印の一なり、本朝古銅印の存するもの社寺并に國郡に關するを多しとすれども、一寺にして數顆を藏せしは獨り法隆寺のあるのみ。

第十三 御物 纓纓 原寸

纓纓とは即ち平絹を處々括り絞りて染液に浸せしもの、其括約せられたる部分は則ち其浸染を免かれて、之を解けば自ら斑紋となつて現はる、奈良朝時代に薦纓夾纓と相并びて花草染出の三手法たり、即ち後世の斑ら染鹿子絞の本源なり。



《一舟》像王明雀孔色着本相



(二八)像王明善孔色着本相



(一九)像坐正僧勒觀色着彫木堂講大



(二九) 像坐正僧勒觀色着彫木堂講大



(三其)像坐正僧勒觀色着彫木堂講大



(一九) 像坐形菩薩塔重五



(二九) 像坐形薩菩攝塔重五



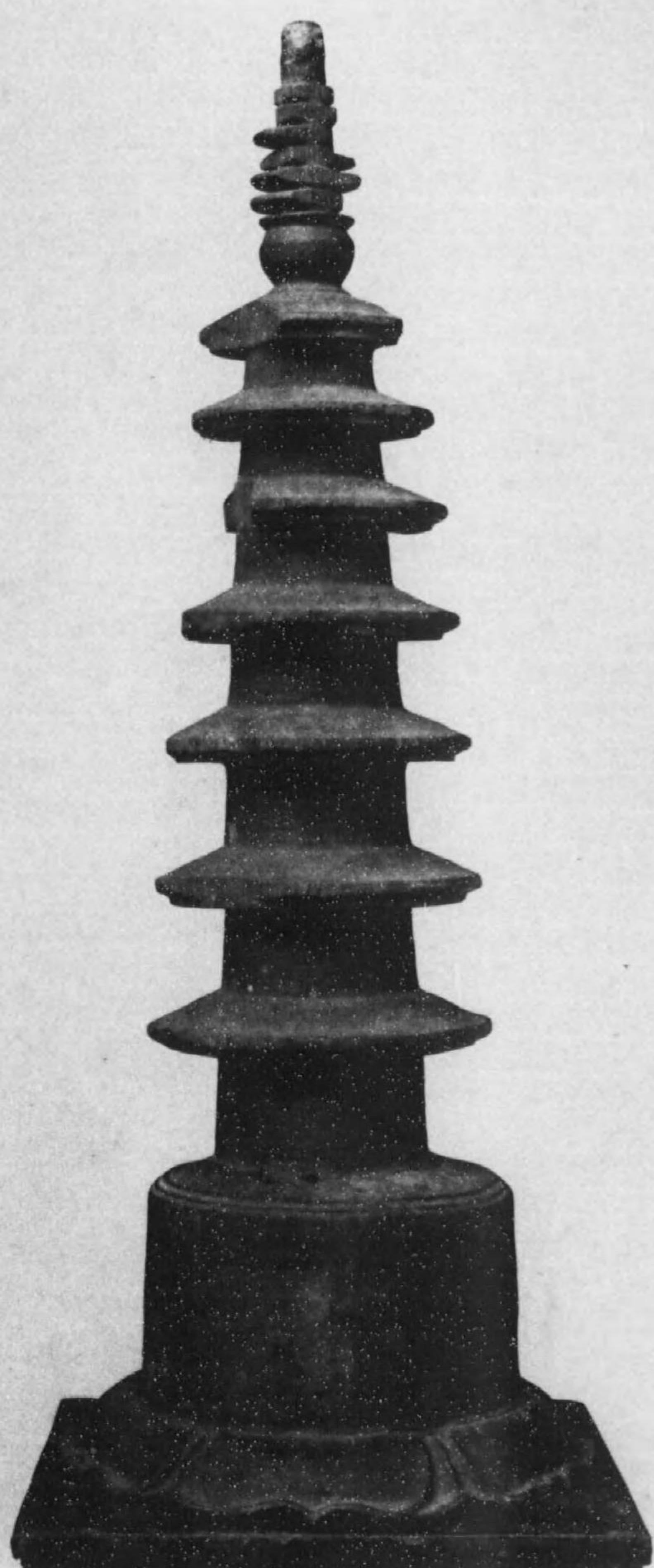
三九 像坐形薩菩塔重五





景庭内門大南





塔節萬百藏封綱



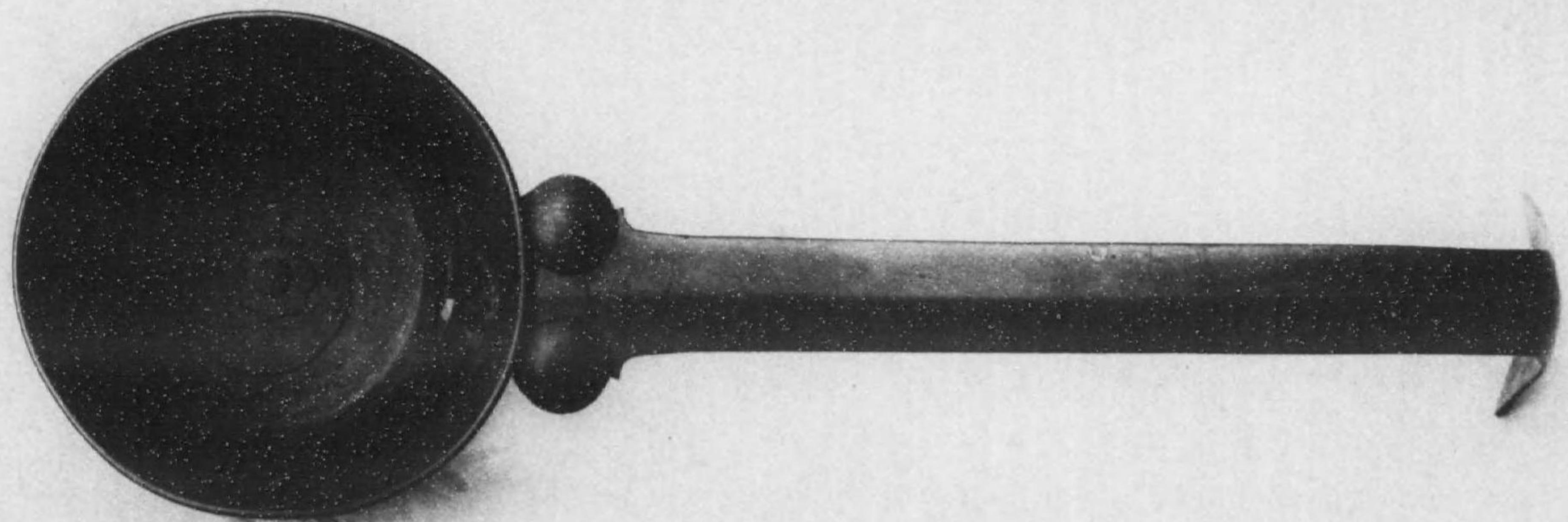
瓶水銅 物御



面樂伎紹夾 物御



御物 木彫伎樂面

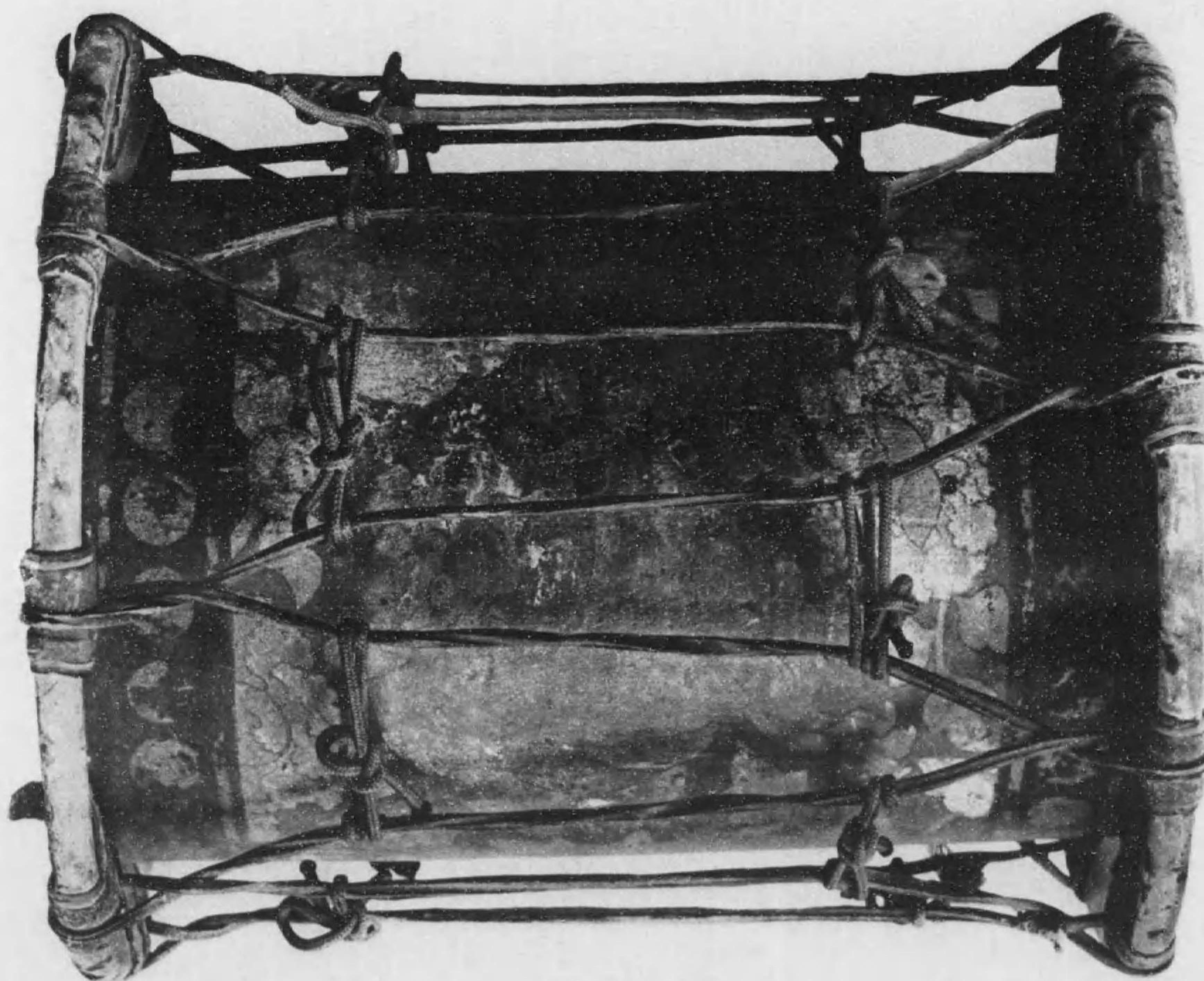


(一四)爐香柄金鍍用所御王兄大背山傳 物御

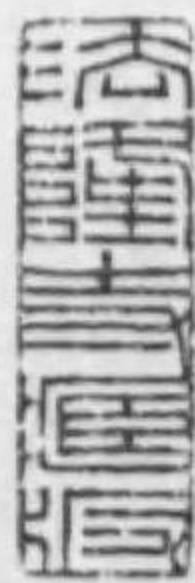
御用大背山

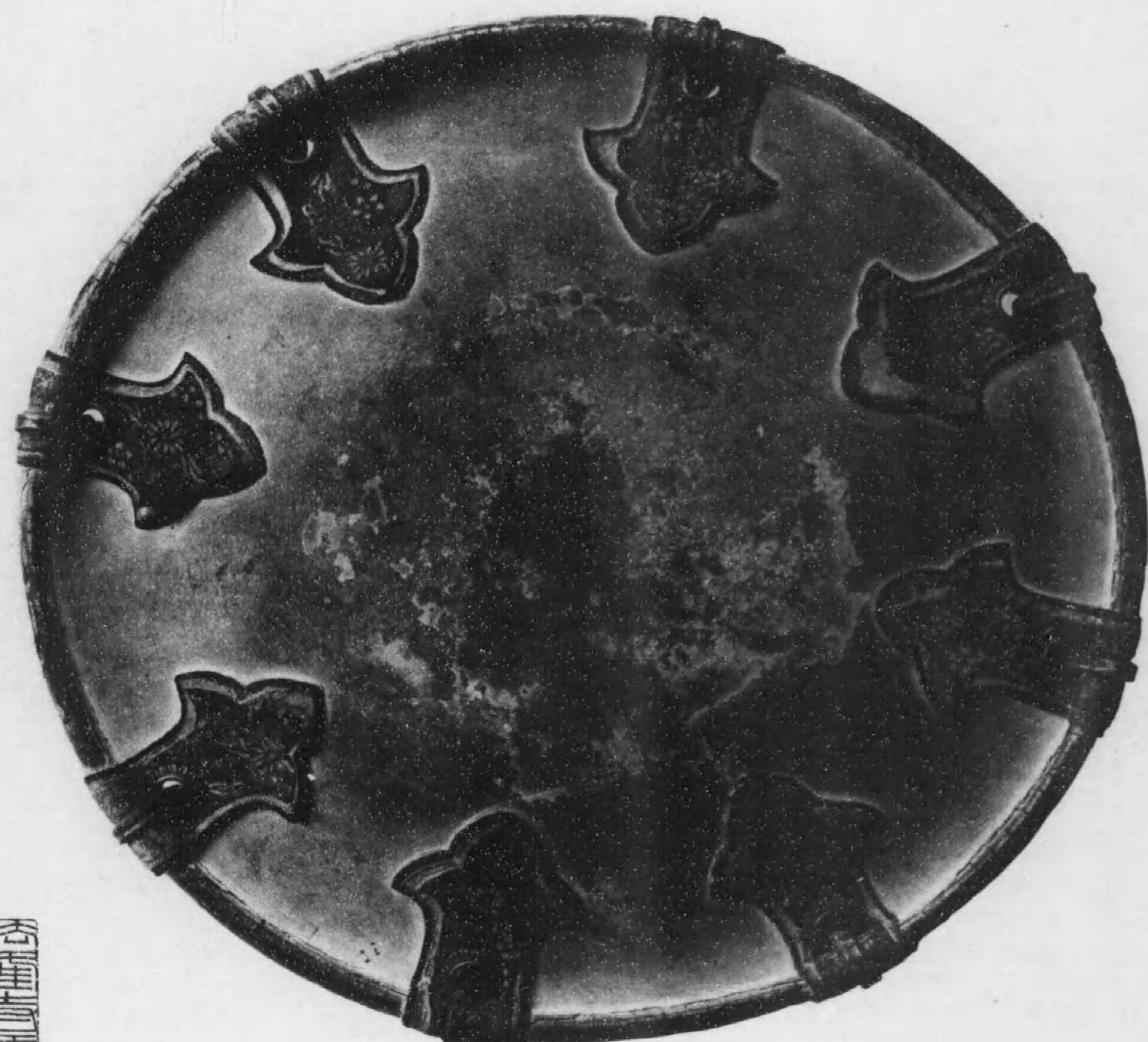


(二九) 鎏金用所御王兄大背山傳物御

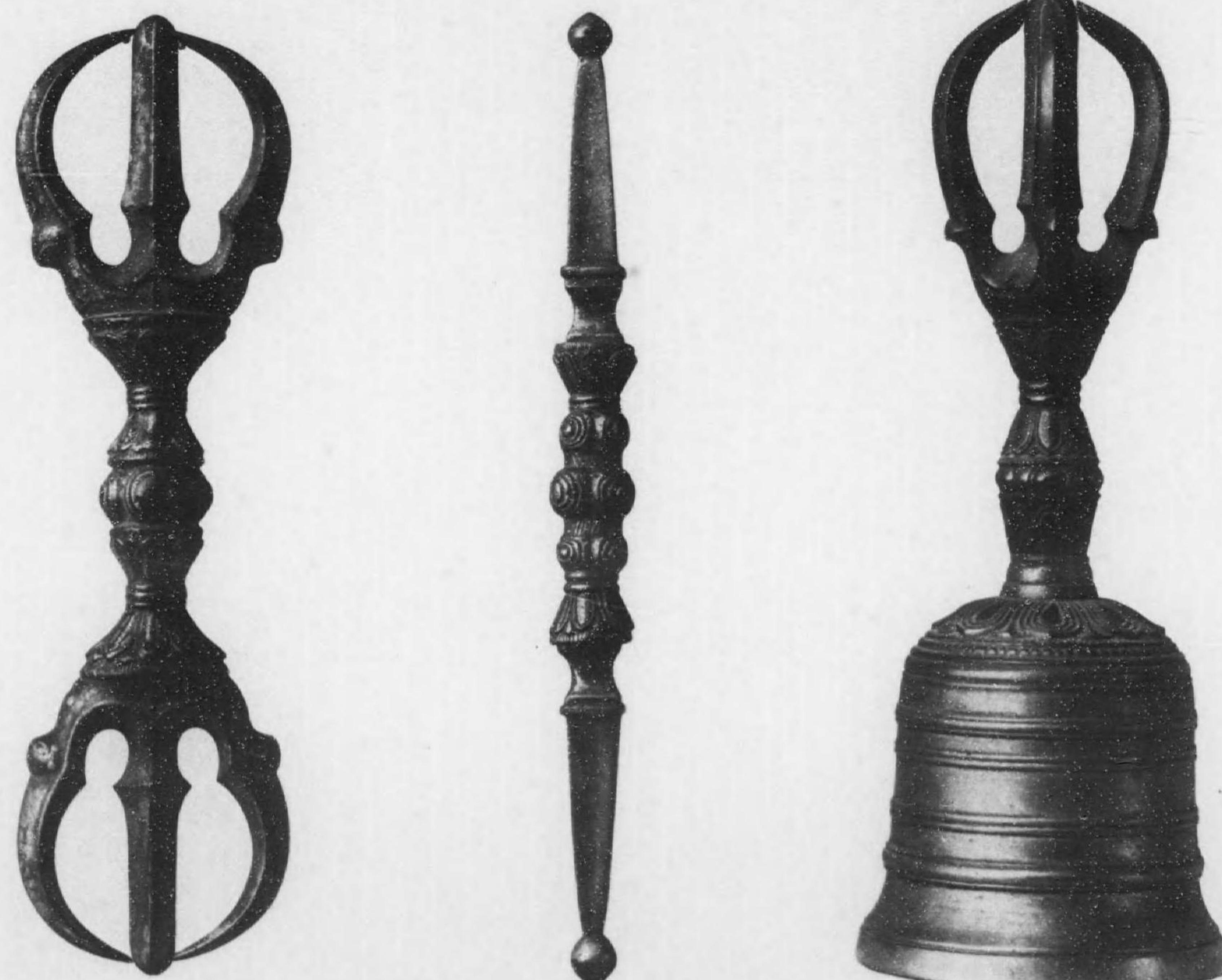


一具故宮藏石 物御





(二九) 鏤刻四神石物御



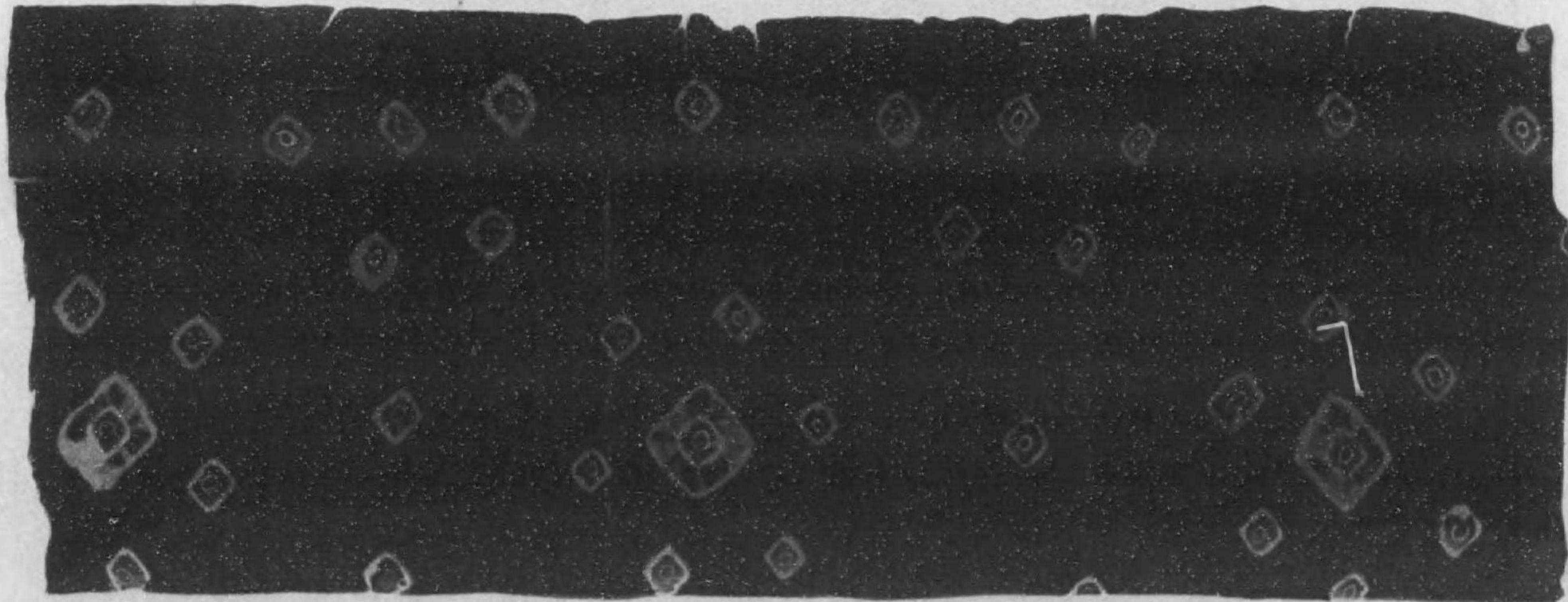
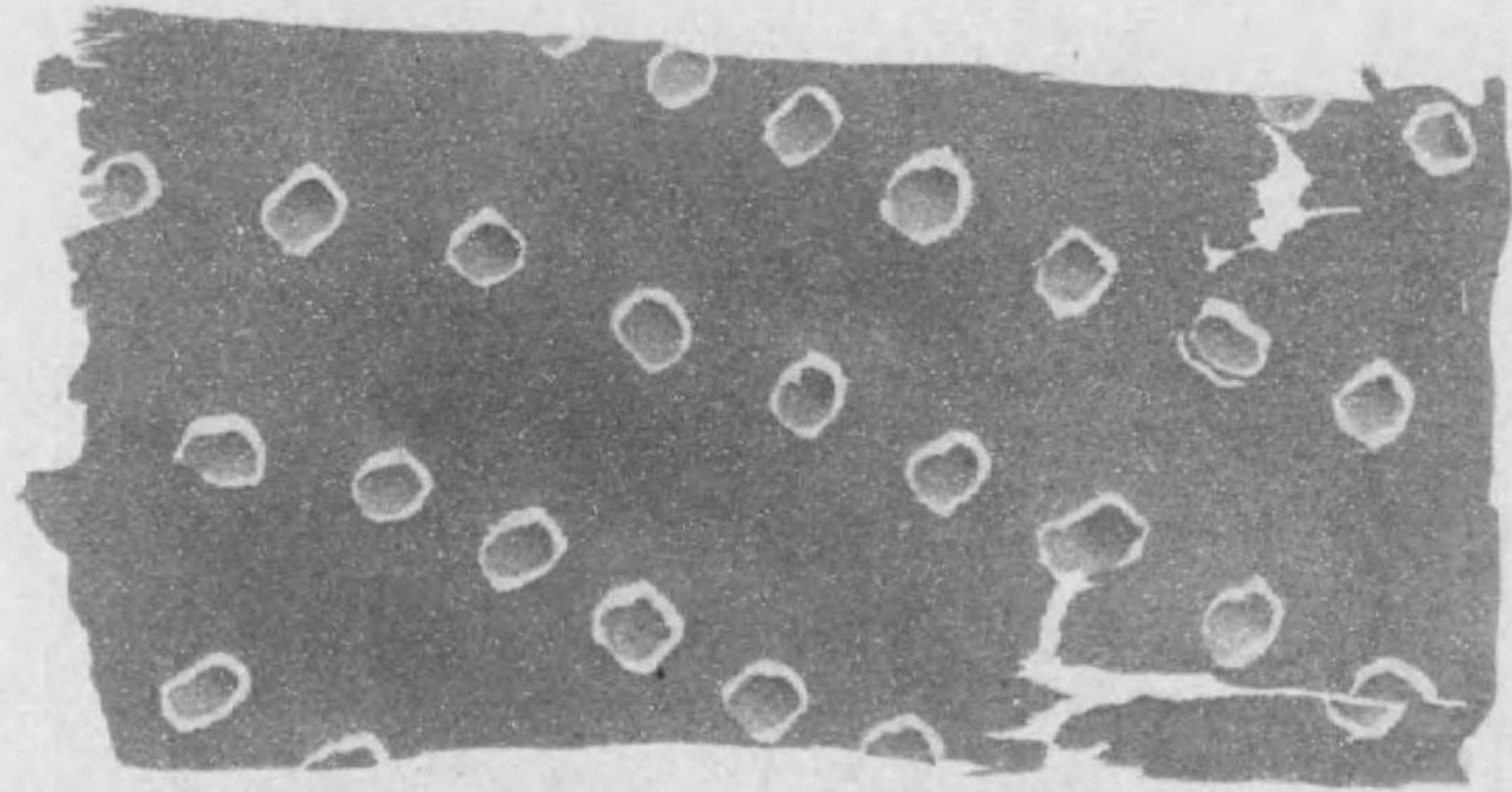
大藏經

(左)鉛三同 (中)銅金鍍 (右)鉛鉛五銅白 物御



印旨宣永宇御皇天仁光傳 物御





頌頌物語

頌頌物語

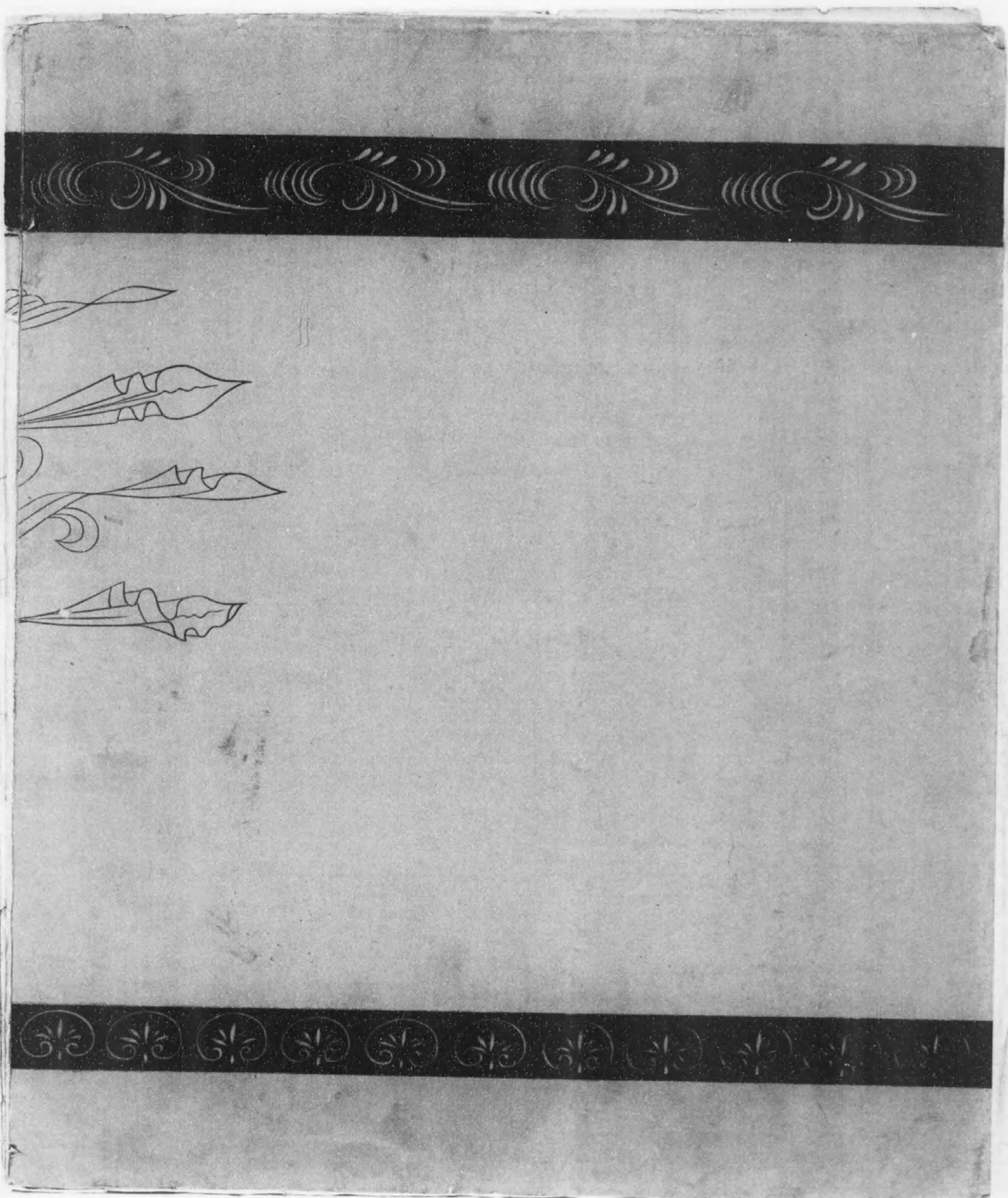
大正三年一月廿六日印刷
大正三年一月廿九日發行
(第三集二十枚)

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

發行者 白石村治

印刷者 東京市下谷區上根岸町一二二番地
武田勝之助

發行所 東京市下谷區中根岸町六九番地
墨彩堂



卷之三